



協会けんぽ

広島支部からの

お知らせ

2026年

5月

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

健康保険料率の引下げにつながる インセンティブ制度

インセンティブ制度とは、協会けんぽ47都道府県支部のうち、5つの評価指標の評価結果が上位15位以内の支部に報奨金(インセンティブ)が与えられ健康保険料率の引下げにつながる制度です！今回は、令和8年度の健康保険料率に反映された「令和6年度のインセンティブ制度の実績」についてお知らせします。

広島支部の実績は

令和6年度総合順位 **25位** 対前年 ↓

指標①～⑤の実績に基づく

令和5年度：21位

残念ながらインセンティブの獲得はできませんでした。インセンティブを獲得できる**15位以内**を目指して頑張りましょう！



皆様に取り組んでいただきたい5つのお願い

特に
お願い
します

指標① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健診を毎年、必ず受診しましょう。
- 被保険者（ご本人）の方は生活習慣病予防健診もしくは人間ドック健診を受診しましょう。
- 40歳以上の被扶養者（ご家族）の方は特定健診を受診しましょう。



令和6年度順位	対前年
29位	↓ (18位)

指標② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は、「特定保健指導」を受けましょう。
- 特定保健指導は、健診当日に健診機関で実施するほか、保健師等が事業所を訪問し実施します。（オンライン可）。



令和6年度順位	対前年
20位	↓ (17位)

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導は、保健師等の指示に従い、プログラムを中断することなく最後まで継続しましょう。

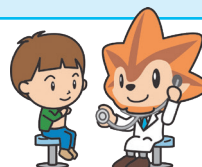


令和6年度順位	対前年
20位	↑ (32位)

特に
お願い
します

指標④ 要治療者の医療機関受診率

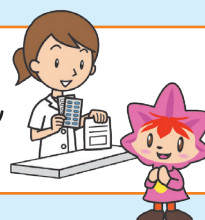
- 健診の結果、「要治療」「要精密検査」と判定されたら、早期に受診しましょう。



令和6年度順位	対前年
35位	↓ (11位)

指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される際に、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」使用の希望を伝え、積極的に利用しましょう。



令和6年度順位	対前年
23位	↑ (29位)

上位15位以内に入るため、皆様のご協力をお願いいたします！

電子申請の利用が始まっています!

電子申請の詳細については、こちら



令和8年1月13日よりオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請が始まっています。

電子申請対象書類 オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- | | | |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 傷病手当金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 埋葬料(費)支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 特定健康診査受診券(セット券)申請書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 出産手当金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書(立替払等) | <input checked="" type="checkbox"/> 特定保健指導利用券申請書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 出産育児一時金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書(治療用装具) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 任意継続被保険者資格取得申出書 | 他 |

利用開始の準備 スマートフォンやパソコン、マイナンバーカードをお手元に準備してからご申請ください。



マイナンバーカードを利用して
協会けんぽの資格情報を取得



入力フォーマットに必要な事項を入力し、
添付書類は電子ファイルをアップロード



入力内容を確認のうえ送信

注意

電子申請の利用が集中し、入力が進まない等のエラーが起こる場合がございます。その際には、お時間を空けてから再度ご申請をお願い致します。

そのケガの治療、本当に健康保険が使えますか?



仕事中・通勤途中のケガ

原則、
健康保険は使えません

管轄の労働基準監督署に
ご相談ください

詳細、
「第三者行為による傷病届」
はこちらから



相手がいる(第三者行為) 私用中のケガ

健康保険を使えますが…
「**第三者行為による傷病届**」
の提出が必要です!

健康保険を使用した場合、本来、加害者が負担すべき医療費を協会けんぽが立て替えている状態となります。その費用を加害者に請求するため届出が必要です。

このような時は届出が必要です!

- 相手がいる交通事故にあった
- 他人が飼っている動物に咬まれた
- 自損事故の車に同乗した
- 他人からの暴力を受けた

相手がいない 私用中のケガ

健康保険を使えます◎



<発行> 全国健康保険協会 広島支部

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ



〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階
TEL:082-568-1011 平日のみ 8:30~17:15

今月の
TOPICS

協会けんぽの、すべての加入者様とつながる
スマートフォンアプリケーション

「**けんぽアプリ**」

の便利な機能をご存じですか?



現在、けんぽアプリでは、電子申請を利用できるほか、健康に役立つ情報を配信しています。今後様々な機能が追加される予定です。



App Store



Google Play